

廃自動車の海上輸送費が補助されます

平成17年1月にスタートした自動車リサイクル法により預託されたリサイクル料金の剰余金の一部を利用して、離島（高島、池島）から廃自動車を海上輸送し、引取業者等に渡す場合にかかった海上輸送経費の補助制度（離島対策支援事業）が、平成17年10月からスタートしました。

【手続きの流れ】

- ・補助金交付申請書の提出（第1号様式）
添付書類 ①海上輸送費を証明する書類（フェリーの半券等）
②使用済自動車を引取ったことを証明する書類
③請求書（様式あり）

提出期限 海上輸送を行った日から2カ月以内

市へ申請

高島地域センター・外海地域センター・廃棄物対策課

申請者へ通知

交付決定通知書が届き、申請者の指定口座に振り込まれます

申請者が事業者等であり、当該補助金交付後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合

市へ報告

消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（第3号様式）により報告してください

※仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずることがあります

【交付額】

海上輸送費に要した**費用の8割**が補助されます。ただし、廃自動車引渡し後の帰りの乗船費用は支給対象外です。

【問合せ先】

長崎市役所廃棄物対策課

産業廃棄物係

TEL：095-829-1159

FAX：095-829-1218